

介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまで行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでなく、見直しの可能性があり得るものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注								
イ 身体介護	(1) 20分未満	-1/100	-1/100	所要時間が20分未満を算して25分を算することにより(195単位を限度)	×200/100	夜間又は早期の場合又は深夜の場合 +25/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100	特定事業所加算(Ⅱ) +10/100	特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	特定事業所加算(Ⅳ) +3/100	特定事業所加算(Ⅴ) +3/100	指定居宅介護事業者等が、利用者20人以上にサービスを行う場合 ×30/100	指定居宅介護事業者等が、利用者20人以上にサービスを行う場合 ×70/100	指定居宅介護事業者等が、利用者20人以上にサービスを行う場合 ×88/100						
	(2) 20分以上30分未満														(163単位)					
	(3) 30分以上1時間未満														(244単位)					
	(4) 1時間以上														(387単位)					
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	-1/100	-1/100	所要時間が20分未満を算して25分を算することにより(195単位を限度)	×200/100	夜間又は早期の場合又は深夜の場合 +25/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100	特定事業所加算(Ⅱ) +10/100	特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	特定事業所加算(Ⅳ) +3/100	特定事業所加算(Ⅴ) +3/100	指定居宅介護事業者等が、利用者20人以上にサービスを行う場合 ×30/100	指定居宅介護事業者等が、利用者20人以上にサービスを行う場合 ×70/100	指定居宅介護事業者等が、利用者20人以上にサービスを行う場合 ×88/100						
	(2) 45分以上														(567単位に30分を増すごとに +82単位)					
ハ 通院等乗降介助																				
ニ 初回加算																				
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)																			
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)																			
ヘ 口腔連携強化加算																				
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)																			
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)																			
チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)																				
テ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)																				
ツ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)																				
チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)																				
テ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)																				
ツ 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)																				
チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)																				
ツ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)																				
チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)																				
ツ 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)																				
チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)																				
ツ 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)																				
チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)																				
ツ 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)																				
チ 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ)																				
ツ 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ)																				

※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算前の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
※ 業務経統計画未確定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)							

ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、これから示すように算出した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/1000)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×89/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×83/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×78/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×67/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×68/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×59/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×52/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×48/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×44/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×39/1000)	

※ 「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

項目	単位	単位数	注
基本部分			
イ 指定訪問看護ステーションの場合	×90/100		
(1) 20分未満 常に1回以上、20分以上の看護計画又は看護記録による訪問を行う場合算定可能		32.4	
(2) 30分未満		42.1	
(3) 30分以上1時間未満		62.3	
(4) 1時間以上1時間30分未満		112.8	
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100		62.3	
ロ 看護文は診療所の場合	×90/100		
(1) 20分未満 常に1回以上、20分以上の看護計画又は看護記録による訪問を行う場合算定可能		32.4	
(2) 30分未満		42.1	
(3) 30分以上1時間未満		62.3	
(4) 1時間以上1時間30分未満		112.8	
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,381.1単位)			
注			※ 看護記録による訪問が1回である場合 ×90/100
二 初回加算			
(1) 初回加算(Ⅰ)	(1月につき)	+320.0	
(2) 初回加算(Ⅱ)	(1月につき)	+300.0	
※ 巡回時共同加算	(1月につき)	+600.0	
ホ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき)	+250.0	
看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)			
(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき)	+550.0	
(2) 看護体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき)	+200.0	
サービス提供体制強化加算			
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき)	+6.0	
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき)	+3.0	
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき)	+50.0	
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1月につき)	+25.0	

注：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「9-6ネットワーク加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入
 ※ 1月以内の2回目以降は、急病時訪問については、帰省・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できないとする。
 ※ 特別地域訪問看護加算は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に算入される。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 300単位	+1/100	+1/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算	特別地域訪問リハビリテーション加算 +180単位	1日につき +200単位 特別地域訪問リハビリテーション加算 +180単位	1回につき +50単位 特別地域訪問リハビリテーション加算 +180単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 病院時共同指導加算		1600単位を加算										
ハ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)										
		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)										
<small>「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入 ※ 施設内共同指導加算については、実働日数に基づき算定する。</small>												

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (315単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時緊急総合管理料 又は特定施設入居者等 在宅総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (359単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (437単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (350単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)		(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (457単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (441単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)	+100単位	+250単位	+150単位
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (617単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (616単位)			
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位)				
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (46単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (415単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (329単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (467単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)			
ホ 薬剤師・看護師等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (362単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (329単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (335単位)				

※ ハ(2)の(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養等及び心不全等併発などで治療が困難な患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ ニについて、科別認定管理栄養士以外の薬剤師が、当該利用者の身体検査等により、診断・処方の変更管理を行う必要がある等の特別な処置を行った場合は、当該月の月30日間を超えて、46回(2回を限度)以上算定できる。
 ※ ハ(2)について、がん末期の患者については、月8回を限度として算定できる。

6 通所介護費

基本部分		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の高齢化対策を実施している場合	高齢者虐待防止措置を実施している場合	業務継続計画を策定している場合	2時間以上5時間未満の通所介護を行う場合	感染症又は災害発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合	8時間以上9時間未満の通所介護を行う場合	共生型通所介護を行う場合	生活相談員配置等	中山間地域等に居住する者へのサービス提供	入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	重度者ケア体制加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	個別機能別加算(Ⅰ)イ	個別機能別加算(Ⅰ)ロ	個別機能別加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	事業所が遠征を行わない場合			
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (370 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	×70/100																												
		第2号 (423 単位)																																	
		第3号 (479 単位)																																	
		第4号 (533 単位)																																	
		第5号 (588 単位)																																	
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (388 単位)																																	
		第2号 (444 単位)																																	
		第3号 (502 単位)																																	
		第4号 (560 単位)																																	
		第5号 (617 単位)																																	
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (570 単位)																																	
		第2号 (673 単位)																																	
		第3号 (777 単位)																																	
		第4号 (880 単位)																																	
		第5号 (984 単位)																																	
(4) 6時間以上7時間未満	第1号 (584 単位)																																		
	第2号 (689 単位)																																		
	第3号 (796 単位)																																		
	第4号 (901 単位)																																		
	第5号 (1,008 単位)																																		
(5) 7時間以上8時間未満	第1号 (658 単位)																																		
	第2号 (777 単位)																																		
	第3号 (900 単位)																																		
	第4号 (1,023 単位)																																		
	第5号 (1,148 単位)																																		
(6) 8時間以上9時間未満	第1号 (669 単位)																																		
	第2号 (791 単位)																																		
	第3号 (915 単位)																																		
	第4号 (1,041 単位)																																		
	第5号 (1,168 単位)																																		
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (358 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+3/100	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立支援事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援センターが提供する場合 ×90/100	1日につき+13単位	+5/100	1日につき+40単位	1日につき+55単位	1日につき+45単位	1月につき+130単位(3月に1回を限度)	1月につき+200単位(ただし、個別機能別加算を算定している場合は、1月につき+100単位)	1日につき+50単位	1日につき+76単位	1月につき+20単位	1月につき+30単位	1月につき+60単位	1日につき+60単位	1月につき+60単位	1月につき+50単位	1日につき+200単位(月2回を限度)	1回につき+20単位(6月に1回を限度)	1回につき+5単位(6月に1回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+160単位(月2回を限度)	1日につき+40単位	1日につき+94単位	1日につき+47単位				
		第2号 (409 単位)																																	
		第3号 (462 単位)																																	
		第4号 (513 単位)																																	
		第5号 (568 単位)																																	
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (376 単位)																																	
		第2号 (430 単位)																																	
		第3号 (486 単位)																																	
		第4号 (541 単位)																																	
		第5号 (597 単位)																																	
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (544 単位)																																	
		第2号 (643 単位)																																	
		第3号 (743 単位)																																	
		第4号 (840 単位)																																	
		第5号 (940 単位)																																	
(4) 6時間以上7時間未満	第1号 (667 単位)																																		
	第2号 (770 単位)																																		
	第3号 (871 単位)																																		
	第4号 (974 単位)																																		
	第5号 (1,079 単位)																																		
(5) 7時間以上8時間未満	第1号 (629 単位)																																		
	第2号 (744 単位)																																		
	第3号 (861 単位)																																		
	第4号 (980 単位)																																		
	第5号 (1,097 単位)																																		
(6) 8時間以上9時間未満	第1号 (647 単位)																																		
	第2号 (765 単位)																																		
	第3号 (885 単位)																																		
	第4号 (1,007 単位)																																		
	第5号 (1,127 単位)																																		
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	第1号 (345 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	×70/100																												
		第2号 (395 単位)																																	
		第3号 (446 単位)																																	
		第4号 (495 単位)																																	
		第5号 (549 単位)																																	
	(2) 4時間以上5時間未満	第1号 (362 単位)																																	
		第2号 (414 単位)																																	
		第3号 (468 単位)																																	
		第4号 (521 単位)																																	
		第5号 (575 単位)																																	
	(3) 5時間以上6時間未満	第1号 (525 単位)																																	
		第2号 (620 単位)																																	
		第3号 (715 単位)																																	
		第4号 (812 単位)																																	
		第5号 (907 単位)																																	
(4) 6時間以上7時間未満	第1号 (543 単位)																																		
	第2号 (641 単位)																																		
	第3号 (740 単位)																																		
	第4号 (839 単位)																																		
	第5号 (939 単位)																																		
(5) 7時間以上8時間未満	第1号 (607 単位)																																		
	第2号 (716 単位)																																		
	第3号 (830 単位)																																		
	第4号 (946 単位)																																		
	第5号 (1,059 単位)																																		
(6) 8時間以上9時間未満	第1号 (623 単位)																																		
	第2号 (737 単位)																																		
	第3号 (852 単位)																																		
	第4号 (970 単位)																																		
	第5号 (1,086 単位)																																		

サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)

1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき 1,000単位
2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月につき 800単位
3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき 300単位
4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	1月につき 600単位
5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	1月につき 400単位
6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	1月につき 200単位
7) サービス提供体制強化加算(Ⅶ)	1月につき 100単位
8) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
9) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
10) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
11) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
12) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
13) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
14) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
15) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
16) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
17) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
18) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
19) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
20) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
21) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
22) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
23) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
24) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
25) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
26) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
27) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
28) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
29) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位
30) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	1月につき 50単位

※ 感染症又は災害発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対外的基準に準じて算定する場合は、支給限度額管理の算定の限、その単位数を算入
 ※ 業務継続計画策定済みの場合は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日まで算定可。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費		特別定額療養費	特別定額療養費(2)	特別定額療養費(3)	特別定額療養費(4)	特別定額療養費(5)	特別定額療養費(6)	特別定額療養費(7)	特別定額療養費(8)	特別定額療養費(9)	特別定額療養費(10)	特別定額療養費(11)	特別定額療養費(12)	特別定額療養費(13)	特別定額療養費(14)	特別定額療養費(15)	特別定額療養費(16)	特別定額療養費(17)	特別定額療養費(18)	特別定額療養費(19)	特別定額療養費(20)	特別定額療養費(21)	特別定額療養費(22)		
	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費																								
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	4 病院療養病床短期入所療養介護費(1) <従来型療養> 療養費 (722 単位) 入院費 (1,068 単位) 特別費 (1,123 単位) 合計額 (2,913 単位)																									
(2) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	4 病院療養病床短期入所療養介護費(1) <従来型療養> 療養費 (722 単位) 入院費 (1,068 単位) 特別費 (1,123 単位) 合計額 (2,913 単位)																									
(3) ユニバーサル型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	4 病院療養病床短期入所療養介護費(1) <従来型療養> 療養費 (722 単位) 入院費 (1,068 単位) 特別費 (1,123 単位) 合計額 (2,913 単位)																									
(4) ユニバーサル型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	4 病院療養病床短期入所療養介護費(1) <従来型療養> 療養費 (722 単位) 入院費 (1,068 単位) 特別費 (1,123 単位) 合計額 (2,913 単位)																									

(5) 施設内療養病床短期入所療養介護費	1 特別定額療養費 2 特別定額療養費 3 特別定額療養費																								
(6) 介護療養病床加算	(1) 1日につき 40単位を基礎(1日につき10単位)																								
(7) 療養費加算	(1) 1日につき 6単位を基礎(1日につき30単位)																								
(8) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1) (二) 認知症専門ケア加算(2)																								
(9) 特定診療費	(一) 生活向上支援療養加算(1)																								
(10) 生活向上支援療養加算	(一) 生活向上支援療養加算(1) (二) 生活向上支援療養加算(2)																								
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1) (二) サービス提供体制強化加算(2)																								

※ 施設内療養病床短期入所療養介護費を適用する場合は、施設内療養病床短期入所療養介護費を適用しない。
 ※ 介護療養病床加算を適用する場合は、施設内療養病床短期入所療養介護費を適用しない。
 ※ 身体障害者上乗せ加算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 施設内療養病床短期入所療養介護費については、令和7年3月31日までの期間を適用しない。
 ※ 介護療養病床加算については、令和7年3月31日までの期間を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	活動のユニークリ-ダーをユニークに配置していない等ユニークケアに於ける体制が未整備である場合	身体的実用未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	居室を有しない場合	認知症行動・心理状態が対応困難な場合	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (705 単位) 要介護2 (756 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準 基準 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を得ない事例がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (789 単位) 要介護2 (839 単位) 要介護3 (893 単位) 要介護4 (946 単位) 要介護5 (999 単位)											
		c 診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (723 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (827 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)											
		d 診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1016 単位)											
		e 診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (847 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (954 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,059 単位)											
	(二) 診療所短期入所療養介護費	f 診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (888 単位) 要介護2 (941 単位) 要介護3 (992 単位) 要介護4 (1,045 単位) 要介護5 (1,098 単位)											
		a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (624 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (715 単位) 要介護4 (762 単位) 要介護5 (807 単位)											
		b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (734 単位) 要介護2 (779 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (871 単位) 要介護5 (917 単位)											
		(2) ユニーク型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニーク型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニーク型個室>											要介護1 (887 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,039 単位) 要介護5 (1,094 単位)
			(二) ユニーク型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニーク型個室>											要介護1 (954 単位) 要介護2 (1,016 単位) 要介護3 (1,078 単位) 要介護4 (1,140 単位) 要介護5 (1,202 単位)
(三) ユニーク型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニーク型個室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)													
(四) 経過的ユニーク型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニーク型個室の多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)													
(五) 経過的ユニーク型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニーク型個室の多床室>	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)													
(六) 経過的ユニーク型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニーク型個室の多床室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)													
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (948 単位) (三) 6時間以上9時間未満 (1,316 単位)													
(4) 口遊遊強化加算	(1日につき 50単位を加算(1月に1回を限度))													
(5) 療養室加算	(1日につき 8単位を加算(1月に3回を限度))													
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)												
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)												
(7) 特定診療費														
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)												
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)												
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)												
10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位数×51/1000)												
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位数×47/1000)												
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位数×36/1000)												
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位数×29/1000)												
	a 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位数×46/1000)												
		b 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位数×44/1000)											
			(1月につき + 所定単位数×42/1000)											
			(1月につき + 所定単位数×40/1000)											
			(1月につき + 所定単位数×39/1000)											
	c 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位数×35/1000)												
		d 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位数×35/1000)											
			(1月につき + 所定単位数×33/1000)											
			(1月につき + 所定単位数×31/1000)											
			(1月につき + 所定単位数×31/1000)											
	e 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅴ)	(1月につき + 所定単位数×30/1000)												
f 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅵ)		(1月につき + 所定単位数×24/1000)												
		(1月につき + 所定単位数×26/1000)												
		(1月につき + 所定単位数×26/1000)												
		(1月につき + 所定単位数×20/1000)												
g 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅶ)	(1月につき + 所定単位数×15/1000)													

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 ※ 身体的実用未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、身体的予防及び多発の防止のための障子の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅰ)については、令和7年3月31日まで適用可。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×60/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (544単位)								
		要介護3-4-5 (704単位)								
		要介護1-2 (326単位)								
		要介護3-4-5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 (1,086単位)								
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (527単位)								
		要介護3-4-5 (683単位)								
		要介護1-2 (316単位)								
		要介護3-4-5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +421単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)								
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)								

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注 特別優遇				
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 67単位を加算)			
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)			
ニ 退所時特種情報提供加算(Ⅱ)	(1月につき1回を限度として70単位を加算)			注 休養管理の標準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時特種情報提供加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)			注 休養管理の標準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅰ)(Ⅱ)	在宅療養化等の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅療養化以外の場合 (1回につき 450単位を加算)			注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅲ)(Ⅳ)	在宅療養化等の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅療養化以外の場合 (1回につき 450単位を加算)			注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行ったことに加え、生活機能の改善や療養及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ト 退所時等支援加算(Ⅱ)	(一) 退所時特種情報提供加算(Ⅰ) (400単位) 退所時特種情報提供加算(Ⅱ) (600単位) (二) 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算(Ⅰ) (600単位) 退所時情報提供加算(Ⅱ) (250単位) (三) 入退所前連絡加算(Ⅰ) (600単位) (四) 入退所前連絡加算(Ⅱ) (400単位) (2) 訪問看護特種加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)			注 入所前日から1月を超えて入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に退所した場合に、入所者の主治医等に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前連絡し、情報提供サービス調整を行った場合
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療所を行う医師を専任確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している施設が連携と連携している場合 (1月につき 5単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)			注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
リ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)			注 休養管理の標準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 視覚録行加算(Ⅱ)	(1日につき 28単位を加算)			注 休養管理の標準を満たさない場合は、算定しない。
ル 視覚録行加算(Ⅲ)	(1) 視覚録行加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 視覚録行加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)			注 休養管理の標準を満たさない場合又はほか種別加算を算定している場合は、算定しない。 注 ほか種別加算(1)を算定していない場合は、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受け付けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的技術的助言及び指導を行った場合
ワ 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
カ 在宅復帰支援情報加算	(療養型看護に限り1日につき 10単位を加算)			
コ カかりつけ医連携業務別調整加算(Ⅱ)	(1) かかりつけ医連携業務別調整加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (2) かかりつけ医連携業務別調整加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として240単位を加算) (3) かかりつけ医連携業務別調整加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)			
ク 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費 (療養型看護以外の場合 (1月)に1回3日を限度に1日につき518単位を算定) 緊急型看護の場合 (1月)に1回3日を限度に1日につき518単位を算定) (2) 特定治療			
ケ 特定療養施設療養費(Ⅱ)	(1) 特定療養施設療養費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に1日につき239単位を算定) (2) 特定療養施設療養費(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に1日につき480単位を算定)			
ク 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)			
ク 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)			
ク 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型看護以外の場合 (入所後7日に限り1日につき200単位を加算) 療養型看護の場合 (入所後7日に限り1日につき200単位を加算)			
ナ シンデケーションマネジメント計画情報提供加算(Ⅱ)	(1) シンデケーションマネジメント計画情報提供加算(Ⅰ) (1月につき 63単位を加算) (2) シンデケーションマネジメント計画情報提供加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)			
チ 看護マネジメント加算(Ⅱ)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)			
ム 療養支援加算(Ⅱ)	(1) 療養支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 療養支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 療養支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)			
フ 自立支援促進加算(Ⅱ)	(1月につき 300単位を加算)			
キ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)			
ノ 安全対策体制加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)			
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)			
ク 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続して65日を限度として 240単位を算定)			
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)			
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)			
注	注			

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション(実施加算、認知症短期集中リハビリテーション(実施加算)を適用しない。
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(Ⅱ)を適用しない。
 ※ 療養型施設を指定された施設については、感染症対策強化促進のための施設整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 介護医療院サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																												
		活動を行う職員 の総数(※)を 満たさない場合	入居者の数が入 居者の定員を超 える場合	医師、薬剤師、看 護師、介護士、 作業療法士、リ ハビリテーション 士、言語聴覚士 の人数が定員 に満たない場合	看護部が基準に 定められた管理 職員の員数に 20/100未満に 満たない場合	稼働のユニット リーダーをユニット に配置していない 等、ユニットア ーにおける体制が本 要項である場合	身体拘束禁止未 実施減算	安全管理体制未 実施減算	高齢者虐待防止 措置未実施減算	業務継続計画未 実施減算	安全管理の基準 を満たさない場合	療養管理の基準 を満たさない場合	療養管理の基準 を満たさない場合	活動を行う職員 の総数(※)を 満たさない場合	若年性認知症入 居者受入加算																																										
イ I型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	要介護1 (721 単位) 要介護2 (832 単位) 要介護3 (1,070 単位) 要介護4 (1,172 単位) 要介護5 (1,263 単位)																																																							
																(2) I型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	要介護1 (833 単位) 要介護2 (943 単位) 要介護3 (1,182 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,375 単位)																																								
																															(3) I型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	要介護1 (694 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (1,039 単位) 要介護4 (1,138 単位) 要介護5 (1,228 単位)																									
																																													(1) II型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	要介護1 (675 単位) 要介護2 (771 単位) 要介護3 (981 単位) 要介護4 (1,069 単位) 要介護5 (1,159 単位)											
	(3) II型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	要介護1 (648 単位) 要介護2 (743 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,121 単位)																																																							
														(1) I型特別 介護医療院 サービス費	要介護1 (759 単位) 要介護2 (855 単位) 要介護3 (1,064 単位) 要介護4 (1,154 単位) 要介護5 (1,234 単位)																																										
	(2) II型特別 介護医療院 サービス費	要介護1 (661 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (968 単位) 要介護4 (1,081 単位) 要介護5 (1,168 単位)																																																							
																												(1) ユニット 型 I型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	要介護1 (850 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,300 単位) 要介護5 (1,392 単位)																												
(2) ユニット 型 I型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																																																								
													(1) ユニット 型 II型 介護医療院 サービス費	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																																											
(2) 経済的ユニット型II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																																																								
																										(1) ユニット型I型・ 特別介護医療院 サービス費	要介護1 (798 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,304 単位)																														
(2) ユニット型II型・ 特別介護医療院 サービス費	要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)																																																								
													(1) ユニット 型特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																																											
(2) 経済的ユニット型II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																																																								
																										(1) ユニット 型特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																														
(2) 経済的ユニット型II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																																																								

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 課行的送迎サービス費		入所者に対して居宅における課行的送迎を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 婦科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき 430単位)		
チ 送迎時乗降費加算(※2)	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 乗降管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時乗降費加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 乗降管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヌ 送迎時指導等加算(※2)	(一) 送迎時指導加算	a 送迎時訪問指導加算 (入所者1人につき1回を限度として460単位を算定)	注 乗降管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
		b 送迎時訪問指導加算 (送迎後1回を限度として460単位を算定)	注 乗降管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
		c 送迎時指導加算 (400単位)	注 入所者及びその家族等に対して送迎後の療養上の指導を行った場合
		d 送迎時情報提供加算 (500単位)	注 送迎後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
		e 送迎時情報提供加算 (250単位)	注 送迎後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合
(二) 訪問看護指導加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	注 併せて介護支援事業者と送迎前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		
ロ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口排行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口経口排行加算を算定している場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
コ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)		
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合	
ク 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ケ 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
コ 特別診療費(※2)			
ク 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
フ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所者7日以下 1日につき200単位を加算)		
ム 重症認知症疾患療養体制加算	(一) 重症認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算)		
	(二) 重症認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
ク 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
キ 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 280単位を加算)		
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
チ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ケ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)		
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)		
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		

コ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×51/1000)	所定単位数は、イからケまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×47/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×38/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×29/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき 所定単位数×46/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき 所定単位数×44/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき 所定単位数×42/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき 所定単位数×40/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき 所定単位数×39/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき 所定単位数×35/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき 所定単位数×35/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき 所定単位数×31/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき 所定単位数×31/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき 所定単位数×30/1000)	
	(十五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき 所定単位数×24/1000)	
	(十六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき 所定単位数×28/1000)	
	(十七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき 所定単位数×29/1000)	
	(十八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき 所定単位数×15/1000)	

※ 業務経緯条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びイを適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 業務経緯計画未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日までの間適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分入浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用費50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/1000)							
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×89/1000)							
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1000)							
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×83/1000)							
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×78/1000)							
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1000)							
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×67/1000)							
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1000)							
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×68/1000)							
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×59/1000)							
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1000)							
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×52/1000)								
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×48/1000)								
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×44/1000)								
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×33/1000)								

： 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	
イ 指定介護予防施設 介護サービスセンター の場合	(1) 30分未満 週1回以上、20分以上の看護時又は看護時による 訪問を行った場合は算定可能 (450)単位	×90/100			訪問又は保健師 の場合 +25/100	30分未満の 場合 +254単位	30分未満の 場合 +201単位	1時間30分以上の 介護予防訪問看護 を行った場合	+300単位	特別地域介護予 防訪問看護加算	中山間地域等に おける小規模事業所 加算	中山間地域等に おけるサービス提供 加算	特別地域介護予 防訪問看護加算 は、	特別地域介護予 防訪問看護加算 は、	特別管理加算				
	(2) 30分未満 (450)単位																		
	(3) 30分以上1時間未満 (750)単位																		
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,050)単位																		
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (1,050)単位 ※ 1日2回を超えて実施する場合は50/100																		
ロ 訪問又は診療所の 場合	(1) 30分未満 週1回以上、20分以上の看護時又は看護時による 訪問を行った場合は算定可能 (450)単位	×90/100			訪問又は保健師 の場合 +50/100	30分以上の 場合 +402単位	30分以上の 場合 +317単位	+300単位											
	(2) 30分未満 (450)単位																		
	(3) 30分以上1時間未満 (750)単位																		
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,050)単位																		
ハ 初回加算		+450単位																	
イ 巡回訪問看護加算		(1回につき +300単位)																	
ロ 看護体制強化加算		(1回につき +100単位)																	
サービス提供体制 強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)																	
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)																	

※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「在宅時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同ー建物の利用者又はこれ以外の同ー建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の対象となる。当該算定の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の算定時については、原則として、算定の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。
※ 算定単位は算定基準に基づき算定される。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	介護予防の場	
イ 介護予防訪問 リハビリテーション の場合	訪問又は診療所の場合	1回につき 200単位	+1,200	+1,200	事業所と同ー建物の 利用者又はこれ 以外の同ー建物の 利用者20人以上 にサービスを行 う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +200単位										
	介護老人保健施設の場合																		
	介護療養施設の場合																		
巡回訪問看護加算		(1回につき +600単位)																	
サービス提供体制 強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)																	
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)																	

※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同ー建物の利用者又はこれ以外の同ー建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の対象となる。当該算定の単位数を算入
※ 算定単位は算定基準に基づき算定される。

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
		特別支援介護予防居宅療養管理指導費加算	中山県高齢者福祉センター加算	中山県高齢者福祉センター加算	
イ 居宅訪問介護 （居宅訪問費）	(1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） （Ⅱ以外）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 (450単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 (450単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (440単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） （Ⅰ及びⅢを除く） （Ⅱ以外）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 (220単位)			
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 (220単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (210単位)			
ロ 居宅訪問介護 （居宅訪問費）	(1) 第一種介護住者1人に対して行う場合 (450単位)				
	(2) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 (450単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 乗降器が行う場合	(1) 乗降器が介護者の乗降器使用費 （居宅訪問費）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 (450単位)	+100単位	+5/100単位 （乗降器使用費）	+5/100単位 （乗降器使用費）
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 (450単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (440単位)			
	(2) 乗降器の使用費 （居宅訪問費）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 (450単位)			
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 (450単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (440単位)			
ニ 管理費主たる 訪問介護 （居宅訪問費）	(1) 施設外居宅療養管理指導費主たる訪問介護 （居宅訪問費）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 (450単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 (450単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (440単位)			
	(2) 施設外居宅療養管理指導費主たる訪問介護 （居宅訪問費）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 (450単位)			
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 (450単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (440単位)			
ホ 管理費主たる 訪問介護 （居宅訪問費）	(1) 第一種介護住者1人に対して行う場合 (450単位)				
	(2) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 (450単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				

※ (一)及び(二)については、本人家族の介護、心身障害者介護及び障害児介護を併せて行う場合は、追加料金を加算する。追加料金は、介護予防居宅療養管理指導費に算入される。また、介護予防居宅療養管理指導費に算入されない場合は、介護予防居宅療養管理指導費に算入されない。介護予防居宅療養管理指導費に算入されない場合は、介護予防居宅療養管理指導費に算入されない。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注				
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施加算	業務継続計画未策定加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(注1)	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合(注2)		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1									-376単位	-120単位	
		要支援2	(2,268単位)								-752単位	-240単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,268単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき+562単位	1月につき+240単位	-376単位	-120単位	
		要支援2	(4,228単位)								-752単位	-240単位	
	介護医療院の場合	要支援1	(2,268単位)								-376単位	-120単位	
		要支援2	(4,228単位)								-752単位	-240単位	
ロ 退院時共同推進加算 (1回につき 600単位)													
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)													
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)													
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))												
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))												
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)												
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)												
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき 480単位を加算)													
チ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)													
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算) 要支援2 (1月につき 176単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算) 要支援2 (1月につき 144単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算) 要支援2 (1月につき 48単位を加算)											
ス 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×86/1000)											
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×83/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×66/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×53/1000)											
	(5) 介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき 十所定単位×76/1000)										
		(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき 十所定単位×73/1000)										
		(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき 十所定単位×73/1000)										
		(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき 十所定単位×70/1000)										
		(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき 十所定単位×63/1000)										
		(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき 十所定単位×60/1000)										
		(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき 十所定単位×58/1000)										
		(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき 十所定単位×56/1000)										
		(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき 十所定単位×55/1000)										
		(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき 十所定単位×48/1000)										
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき 十所定単位×43/1000)												
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき 十所定単位×45/1000)												
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき 十所定単位×38/1000)												
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき 十所定単位×28/1000)												

注 所定単位は、イからまでに算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) (従来の措置)	要支援1 (479 単位)	442単位	連続31日以上の介護予防短期入所生活介護を行った場合	利用者の数及び介護職員等の合計数が施設定員を超えない場合	介護職員等の配置に満たない場合	乗動のユニットケアユニット等に配置して100%ユニットケアにおける体制の整備がある場合	身体拘束禁止の実施計画	高齢者虐待防止措置の実施計画	業務継続計画の実施計画	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活支援員配置計画	生活機能向上支援計画(Ⅰ)	生活機能向上支援計画(Ⅱ)	機能訓練体制計画	個別訓練計画	認知症行動・心療症状緊急対応計画	若年性認知症利用者入所計画	利用者に対し「看定を行う」場合
		要支援2 (996 単位)	548単位																	
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) (多床型)	要支援1 (479 単位)	442単位																	
	要支援2 (996 単位)	548単位																		
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	要支援1 (451 単位)	442単位																	
	(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) (多床型)	要支援1 (451 単位)	442単位																	
ロ ユニオン型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) (従来の措置)	要支援1 (361 単位)	503単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別訓練計画の算定している場合は、1月につき+100単位 (3月に1回を限度)	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	
		(二) 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型等の多床型)	要支援1 (361 単位)	503単位																
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) (ユニット型等)	要支援1 (329 単位)	503単位																
		(二) 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型等の多床型)	要支援1 (329 単位)	503単位																

ハ	口腔嚥下機能強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))
ニ	療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
ホ	認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
ヘ	生産性向上推進体制加算 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
サ	サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×140/100)	給付率×140/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×138/100)	給付率×138/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×134/100)	給付率×134/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×90/100)	給付率×90/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×124/100)	給付率×124/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×119/100)	給付率×119/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×120/100)	給付率×120/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×113/100)	給付率×113/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×101/100)	給付率×101/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×97/100)	給付率×97/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×90/100)	給付率×90/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×87/100)	給付率×87/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×86/100)	給付率×86/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×74/100)	給付率×74/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×74/100)	給付率×74/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×70/100)	給付率×70/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×69/100)	給付率×69/100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +給付率×67/100)	給付率×67/100	
	ホ サービス提供体制強化加算Ⅰ及びⅡ(介護職員)超過改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目		

※ 身体拘束禁止の実施計画については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未実施加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																		
				施設長が介護予防短期入所療養介護費を請求しない場合	原則者の数及び入居者の数が申請を認めない場合	医師、看護師等、介護職員が施設に配置している介護士、作業療法士、作業療法士、言語聴覚士の配置が確保できない場合	乗動のユニット・介護ユニットが別に配置しているユニットが1ユニットに1ユニット以上の乗動が確保できない場合	身体拘束禁止の措置が講じられている	更新者虐待防止の措置が講じられている	乗動施設計画が承認されている	乗動職員配置が承認されている	個別のハイパーケアの計画が承認されている	認知症行動・心理状態等の評価が実施されている	身体拘束禁止の措置が講じられている	在宅療養・在宅療養支援施設加算(Ⅰ)	在宅療養・在宅療養支援施設加算(Ⅱ)	利用者に付する費用を申請する場合																
(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	療養費1 (579 単位) 療養費2 (726 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位																
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <在宅強化型>【在宅強化型】	療養費1 (632 単位) 療養費2 (778 単位)																														
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	療養費1 (613 単位) 療養費2 (774 単位)																														
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	療養費1 (672 単位) 療養費2 (834 単位)																														
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	<療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】															療養費1 (583 単位) 療養費2 (730 単位)															
			b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】															療養費1 (622 単位) 療養費2 (785 単位)															
		<療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】															療養費1 (583 単位) 療養費2 (730 単位)															
			b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】															療養費1 (622 単位) 療養費2 (785 単位)															
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	療養費1 (568 単位) 療養費2 (711 単位)																														
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費1 (601 単位) 療養費2 (758 単位)																														
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】															療養費1 (624 単位) 療養費2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】															療養費1 (680 単位) 療養費2 (846 単位)															
			c 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】															療養費1 (624 単位) 療養費2 (789 単位)															
			d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】															療養費1 (680 単位) 療養費2 (846 単位)															
		(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	<療養型老健・看護職員を配置>															a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】															療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)
																		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】															療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)
<療養型老健・看護オンコール体制>			a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)																													
			b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)																													
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		<特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)																													
			b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)																													
		<特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)																													
			b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)																													

※ 身体拘束禁止未実施施設については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未実施施設については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日までの間適用する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症患者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100					1日につき +200単位 (7日間を限度)	片道につき +184単位
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位)										
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (IV) <多床室>	要支援1 (589 単位)										
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位)										
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位)										
		要支援2 (666 単位)											
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 (471 単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要支援1 (537 単位)										
		要支援2 (678 単位)											
		要支援2 (684 単位)											
		要支援2 (747 単位)											
		要支援2 (769 単位)											
		要支援2 (780 単位)											
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)	×97/100									1日につき -25単位	
	要支援2 (775 単位)												
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位)											
	要支援2 (804 単位)												
	(三) ユニ小型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位)											
	要支援2 (793 単位)												
(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)												
要支援2 (775 単位)													
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位)												
要支援2 (804 単位)													
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位)												
要支援2 (793 単位)													
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))													
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)												
	(二)認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)												
(6) 特定診療費													
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (I) (1月につき 100単位を加算)												
	(二) 生産性向上推進体制加算 (II) (1月につき 10単位を加算)												
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)												
(9) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×51/1000)												
	(二) 介護職員等処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×47/1000)												
	(三) 介護職員等処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×36/1000)												
	(四) 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1月につき +所定単位×29/1000)												
	a 介護職員等処遇改善加算 (V)(1) (1月につき +所定単位×46/1000)												
	b 介護職員等処遇改善加算 (V)(2) (1月につき +所定単位×44/1000)												
	c 介護職員等処遇改善加算 (V)(3) (1月につき +所定単位×42/1000)												
	d 介護職員等処遇改善加算 (V)(4) (1月につき +所定単位×40/1000)												
	e 介護職員等処遇改善加算 (V)(5) (1月につき +所定単位×39/1000)												
	f 介護職員等処遇改善加算 (V)(6) (1月につき +所定単位×35/1000)												
	g 介護職員等処遇改善加算 (V)(7) (1月につき +所定単位×35/1000)												
	h 介護職員等処遇改善加算 (V)(8) (1月につき +所定単位×31/1000)												
	i 介護職員等処遇改善加算 (V)(9) (1月につき +所定単位×31/1000)												
	j 介護職員等処遇改善加算 (V)(10) (1月につき +所定単位×30/1000)												
k 介護職員等処遇改善加算 (V)(11) (1月につき +所定単位×24/1000)													
l 介護職員等処遇改善加算 (V)(12) (1月につき +所定単位×26/1000)													
m 介護職員等処遇改善加算 (V)(13) (1月につき +所定単位×20/1000)													
n 介護職員等処遇改善加算 (V)(14) (1月につき +所定単位×15/1000)													
注: 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目													

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算 (V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算			
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100			
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)										
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)										
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)										
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100						
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)									
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)			
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)									
(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)											
ニ サービス提供体制強化加算											
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計									
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)										
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)										
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)										
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)										
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)										
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)										
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)										
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)										
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)										
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)										
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)										
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)										
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)										
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)											
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)											
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)											
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)											

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超えた場合	従業員数が定員を超えた場合	身体拘束禁止措置実施	高齢者虐待防止措置実施	業務継続計画未実施	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に 対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2 (15,370 単位)									
		要介護3 (22,359 単位)									
		要介護4 (24,677 単位)									
		要介護5 (27,209 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (8,423 単位)									
		要介護2 (13,849 単位)									
		要介護3 (20,144 単位)									
		要介護4 (22,233 単位)									
		要介護5 (24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)										
	要介護2 (640 単位)										
	要介護3 (709 単位)										
	要介護4 (777 単位)										
	要介護5 (843 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)									
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)									
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)									
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(Ⅱ)を算定する場合のみ算定 (1日につき 200単位を加算(7日間を限度))											
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)									
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)									
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)									
チ 看護の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)											
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)											
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)									
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)									
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヲ 口説(実害スクリーニング)加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
ク 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)											
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)								
① 特別地域小規模多機能型居宅介護加算(Ⅰ) (1月につき +所定乗率×149/10000) ② 特別地域小規模多機能型居宅介護加算(Ⅱ) (1月につき +所定乗率×146/10000) ③ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定乗率×134/10000) ④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定乗率×106/10000) ⑤ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定乗率×130/10000) ⑥ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定乗率×121/10000) ⑦ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定乗率×126/10000) ⑧ 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定乗率×104/10000) ⑨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定乗率×101/10000) ⑩ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定乗率×88/10000) ⑪ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定乗率×117/10000) ⑫ 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき +所定乗率×85/10000) ⑬ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき +所定乗率×71/10000) ⑭ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき +所定乗率×80/10000) ⑮ 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき +所定乗率×68/10000) ⑯ 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき +所定乗率×70/10000)											
注 ①乗率は「(A+B+C)×10000/可上乗員数の合計」											

※ (2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 身体拘束禁止措置実施加算は、実効的介護管理の対象外の算定項目
 ※ 業務継続計画未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ ①の特別地域小規模多機能型居宅介護加算(Ⅰ)については、令和7年4月1日から適用する。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			人数を行う職員の数に算入しない場合	利用者の数に利用定員を超える場合	介護従事者の員数が標準に満たない場合	身体拘束が未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	コミュニティで夜間を行う職員の数に2人以上以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型急性対応加算	注
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位		1日につき +120単位
		要介護2 (801 単位)											
要介護3 (824 単位)													
要介護4 (841 単位)													
要介護5 (859 単位)													
要介護1 (753 単位)													
要介護2 (788 単位)													
要介護3 (812 単位)													
要介護4 (828 単位)													
要介護5 (845 単位)													
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (793 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	
		要介護2 (829 単位)											
要介護3 (854 単位)													
要介護4 (870 単位)													
要介護5 (887 単位)													
要介護1 (781 単位)													
要介護2 (817 単位)													
要介護3 (841 単位)													
要介護4 (859 単位)													
要介護5 (874 単位)													
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月16日を限度として所定単位数に代えて1日につき248単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)												
	(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)												
	(3) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)												
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談・診療を行う体制を構築している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 100単位を加算)												
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 40単位を加算)												
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(ア) (1日につき 57単位を加算)												
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(イ) (1日につき 47単位を加算)												
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (1日につき 37単位を加算)												
	(4) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (1日につき 5単位を加算)												
ヘ 通夜時看護提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ト 遠隔情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)												
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)												
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)												
ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)												
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)												
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ロ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ワ ロ 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)												
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)												
タ 新興感染症等施設標準費			(1月に1回、連続す65日を限度として 240単位を算定)										
レ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)												
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)												
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
注 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき、所定単位数×186/1000)												
	② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき、所定単位数×178/1000)												
	③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき、所定単位数×155/1000)												
	④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき、所定単位数×125/1000)												
	⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき、所定単位数×163/1000)												
	⑥ 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき、所定単位数×156/1000)												
	⑦ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき、所定単位数×155/1000)												
	⑧ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×145/1000)												
	⑨ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×145/1000)												
	⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×132/1000)												
	⑪ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×132/1000)												
	⑫ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×117/1000)												
	⑬ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×107/1000)												
	⑭ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×102/1000)												
	⑮ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×89/1000)												
注 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)については、令和7年3月31日までの期間適用しない。													
注 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。													
注 身体拘束未実施減算については、0円算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。													
注 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延防止等のための指針の整備及び感染対策に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。													

8 複合型サービス費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	登録者が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務統計計画未実施減算	少サービスに対する減算	サライ体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に於ける小規模事業所加算	中山間地域等に於ける住居者のサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の属性種標準により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により特別に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1(12,447単位) 要介護2(17,415単位) 要介護3(24,481単位) 要介護4(27,766単位) 要介護5(31,409単位)					×70/100	×97/100						
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1(11,214単位) 要介護2(15,591単位) 要介護3(22,057単位) 要介護4(25,017単位) 要介護5(28,299単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100				+15/100		+10/100	+5/100
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき30単位を加算)													
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき920単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき890単位を加算) (3) 認知症加算(Ⅲ)(1月につき760単位を加算) (4) 認知症加算(Ⅳ)(1月につき460単位を加算)												
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき200単位を加算(7日間の限度))													
ト 認知症認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき800単位を加算)													
チ 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき50単位を加算)													
テ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき200単位を加算(1月に2回を限度))													
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき20単位を加算(6月に1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき5単位を加算(6月に1回を限度))												
ロ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき+150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき+160単位(月2回を限度))												
ル 巡回共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき600単位を加算)													
ヲ 緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき774単位を加算)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき250単位を加算)												
チ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)													
カ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき250単位を加算)													
ク ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき2,500単位を加算)													
コ 遠隔対応加算(イを算定する場合のみ算定)(150単位を加算)													
シ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき2,500単位を加算)												
ス 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(1月につき2,000単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(1月につき800単位を加算)												
セ 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき13単位を加算)												
テ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき20単位を加算)												
ト 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき40単位を加算)													
ニ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき10単位を加算)												
サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合												
イ 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算													
ロ 中山間地域等に於ける小規模事業所加算													
ハ 中山間地域等に於ける住居者のサービス提供加算													
ニ 訪問看護体制強化加算													
チ 特別管理加算													
テ ターミナルケア加算													
ト 看護体制強化加算													
チ 訪問体制強化加算													
セ 総合マネジメント体制強化加算													
セ 看護マネジメント加算													
テ 排せつ支援加算													
ト 科学的介護推進体制加算													
ニ 生産性向上推進体制加算													
サービス提供体制強化加算													

※ (1) 「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等に於ける小規模事業所加算」、「中山間地域等に於ける住居者のサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ (2) を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する

※ 業務統計計画未実施減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定地域型介護予防サービス介護給付費単位の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

サービス区分	サービス内容	サービス単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法	介護給付費単位の算定方法
Ⅰ 介護予防認知症対応型通所介護費	① 介護予防認知症対応型通所介護費（認知症対応型）	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (419 単位)	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100
		要介護2 (338 単位)																
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (467 単位)															
			要介護2 (387 単位)															
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1 (515 単位)															
			要介護2 (435 単位)															
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1 (563 単位)															
			要介護2 (483 単位)															
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1 (611 単位)															
			要介護2 (531 単位)															
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1 (659 単位)															
			要介護2 (579 単位)															
	② 介護予防認知症対応型通所介護費（認知症対応型）	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (419 単位)	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100	+63/100
		要介護2 (338 単位)																
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1 (467 単位)															
			要介護2 (387 単位)															
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1 (515 単位)															
			要介護2 (435 単位)															
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1 (563 単位)															
			要介護2 (483 単位)															
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1 (611 単位)															
			要介護2 (531 単位)															
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1 (659 単位)															
			要介護2 (579 単位)															

サービス内容

サービス単位の算定方法

介護給付費単位の算定方法

※ 介護給付費単位の算定構造については、介護給付費単位の算定構造の資料の整備及び非常災害に関する具体的な計画の実施については、令和7年3月31日までの期間適用しない。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	
	登録者が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は 身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経費計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合 要支援1 (3,450 単位) 要支援2 (6,972 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要支援1 (3,109 単位) 要支援2 (6,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (424 単位) 要支援2 (531 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日限を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +100単位) (1月につき +200単位)								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)									
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算) (1月につき 10単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 600単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 149/1000) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 149/1000) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 134/1000) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 106/1000) (5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1日につき 121/1000) (6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (1日につき 121/1000) (7) サービス提供体制強化加算(Ⅶ) (1日につき 121/1000) (8) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 116/1000) (9) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 101/1000) (10) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 101/1000) (11) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (12) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (13) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (14) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (15) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (16) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (17) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (18) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (19) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (20) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (21) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (22) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (23) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (24) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (25) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (26) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (27) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (28) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (29) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (30) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (31) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (32) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (33) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (34) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (35) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (36) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (37) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (38) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (39) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (40) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (41) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (42) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (43) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (44) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (45) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (46) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (47) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (48) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (49) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (50) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (51) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (52) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (53) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (54) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (55) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (56) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (57) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (58) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (59) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (60) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (61) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (62) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (63) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (64) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (65) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (66) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (67) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (68) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (69) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (70) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (71) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (72) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (73) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (74) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (75) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (76) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (77) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (78) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (79) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (80) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (81) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (82) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (83) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (84) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (85) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (86) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (87) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (88) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (89) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (90) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (91) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (92) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (93) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (94) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (95) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (96) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (97) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (98) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (99) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000) (100) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 89/1000)									

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
- ※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する
- ※ 業務経費計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
- ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	ユニットで夜勤を行う職員員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 遠隔指導提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 遠隔相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
サ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算			(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
リ 介護職員等処遇改善加算			<p>注 所要単位数は、イからタまでの計算した単位数の合計</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×186/1000)</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×178/1000)</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×165/1000)</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×125/1000)</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位数×163/1000)</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×156/1000)</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×155/1000)</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×148/1000)</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×133/1000)</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×125/1000)</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×120/1000)</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×132/1000)</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×112/1000)</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×97/1000)</p> <p>(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×102/1000)</p> <p>(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×89/1000)</p> <p>(17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×89/1000)</p> <p>(18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×66/1000)</p>										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで確定可算。